

## 災害廃棄物処理の進捗状況

平成 25 年 5 月 7 日  
環境省廃棄物・リサイクル対策部

### 1. 東日本大震災に伴う災害廃棄物全体の処理状況（13 道県 245 市町村）（平成 25 年 3 月末現在、別添 1 参照）

- 地震と津波により被害を受けた 13 道県 245 市町村においては、被災市町村全体のおよそ 3 分の 2 にあたる 160 市町村で処理を完了。災害廃棄物 1,965 万トンのうち、1,198 万トン（約 61%）処理完了。うち 82%にあたる約 982 万トンの災害廃棄物が再生利用されている。
- 津波堆積物 1,015 万トンのうち、326 万トン（約 32%）処理完了。

**表 1 災害廃棄物全体の処理状況**

	都道府 県数	市町 村数	災害廃棄物 推計量 (千トン)	処理済市 町村数	処理量 (千トン)			
					再生利用	焼却	埋立	合計
災害廃棄物	13	245	19,654	160 (65%)	9,817 [82%]	1,370 [11%]	793 [7%]	11,981 (61%)
津波堆積物	6	36	10,153	7 (19%)	3,214 [99%]	—	43 [1%]	3,257 (32%)

注 1：処理済市町村数、処理量の下段(%)は、それぞれ災害廃棄物発生市町村中の割合、全体量に対する進捗割合を示す。  
注 2：処理量の内訳の下段(%)は、処理量の合計に対する割合を示す。

### 2. 災害廃棄物等の処理状況（3 県沿岸市町村）（平成 25 年 3 月末現在、別添 2 参照）

- 特に甚大な被害を受けた 3 県の沿岸市町村においては、災害廃棄物 1,582 万トンのうち、924 万トン（約 58%）処理完了。2 月末（836 万トン（約 51%））と比較すると 88 万トン（約 7%）増加。
- 各県の処理割合は、岩手県約 49%（5%増加）、宮城県約 65%（9%増加）、福島県約 40%（5%増加）である。
- 市町村別の処理割合は表 3 のとおり。新たに松島町が処理完了。また、普代村で 8 割、仙台市、亘理名取ブロックで 7 割、大船渡市、陸前高田市、石巻ブロックで 6 割を超えるなど着実に処理が進捗している。
- 災害廃棄物の仮置場への搬入率は約 91%。公物（学校、公営住宅等）の解体が本格化している。残りの家屋・基礎の解体・搬入は、目標期間内に処理完了できるよう調整しつつ、実施中である。
- 津波堆積物 1,009 万トンのうち、319 万トン（約 32%）処理完了。2 月末（229 万トン（約 22%））と比較すると 90 万トン（約 10%）増加。
- 災害廃棄物等の仮置場は、最大で 318 か所設置されたが（平成 23 年 9 月末）、処理の進捗に伴い徐々に解消が進んでおり、172 か所（約 54%）まで減少している。

表2 3県沿岸市町村における災害廃棄物等の処理状況（平成25年3月末）

	推計量 合計（千 トン）	災害廃棄物（千トン）							津波堆積物（千トン）						仮置場 設置数
		推計量	搬入 済量	処理量					推計量	搬入 済量	処理量				
				再生 利用	焼却	埋立	合計				再生 利用	埋立	合計		
							3月	2月					3月	2月	
岩手県	5,253	3,659	3,198 (87%)	1,505 [84%]	232 [13%]	65 [4%]	1,802 (49%)	1,590 (44%)	1,594	1,234 (77%)	237 [100%]	0 [-]	237 (15%)	159 (10%)	54
宮城県	17,335	10,456	9,748 (93%)	5,592 [83%]	937 [14%]	231 [3%]	6,761 (65%)	6,208 (56%)	6,879	5,633 (82%)	2,913 [100%]	11 [0%]	2,924 (43%)	2,098 (29%)	88
福島県	3,313 注5 (+474)	1,701 注5 (+474)	1,478 (87%)	599 [88%]	29 [4%]	51 [8%]	679 (40%)	562 (35%)	1,612	928 (58%)	24 [86%]	4 [14%]	28 (2%)	30 (2%)	30
合計	25,900	15,815	14,424 (91%)	7,696 [83%]	1,198 [13%]	347 [4%]	9,242 (58%)	8,359 (51%)	10,085	7,795 (77%)	3,174 [100%]	14 [0%]	3,189 (32%)	2,287 (22%)	172注4 (54%)

注1：端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

注2：搬入済量、処理量の下段の(%)は、それぞれの全体推計量に対する進捗割合を示す。

注3：処理量の内訳の下段[%]は、処理量の合計に対する割合を示す。

注4：仮置場設置数の下段の(%)は、最大時（平成23年9月、318か所）に対する現在の割合を示す。

注5：福島県の汚染廃棄物対策地域における災害廃棄物の推計量（南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町）。

表3 市町村別の災害廃棄物処理の進捗状況

進捗状況	岩手県	宮城県	福島県
処理完了	—	利府町、松島町	—
8割超	普代村	—	—
7割超	洋野町	宮城東部ブロック（塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町）、 仙台市、亶理名取ブロック （名取市、岩沼市、亶理町、 山元町）	—
6割超	大船渡市、陸前高田市	石巻ブロック（女川町、石巻市、東松島市）	いわき市
5割超	田野畑村、宮古市	—	—
4割超	久慈市、釜石市	気仙沼ブロック（気仙沼市、南三陸町）	新地町、相馬市
4割以下	野田村、岩泉町、 山田町、大槌町	—	南相馬市、広野町

### 3. 平成 25 年 3 月以降の主な動き

#### (1) 被災地における処理（別添 3 参照）

##### ① 岩手県

- 釜石地区において、津波堆積物処理ラインが 4 月に本格稼働開始。
- 陸前高田市において、津波堆積物処理ラインの設置完了、試運転開始。5 月に本格稼働予定。

##### ② 宮城県

- 仮設焼却炉（合計 29 基）については、すべて設置済み。4 月から、新たに気仙沼ブロック気仙沼処理区階上地区の 1 基、小泉地区の 2 基が本格稼働することにより、合計 29 基すべてが本格稼働中。
- 破碎選別施設については、気仙沼ブロック気仙沼処理区小泉地区において設置完了。計 12 カ所すべてで本格稼働開始。
- 津波堆積物については、気仙沼ブロック気仙沼処理区の処理ラインの設置完了、試運転開始。5 月に本格稼働予定。



岩手県陸前高田市津波堆積物処理装置 (H25. 4 設置)

(a) 処理能力増強事例



解体前 (H24 年 11 月 16 日撮影)



解体後 (H25 年 4 月 14 日撮影)

(b) 公物解体事例：宮城県気仙沼市南町立体駐車場



供用中 (H23 年 5 月 21 日撮影)



解消後 (H25 年 3 月 15 日撮影)

(c) 処理完了による仮置場解消事例：岩手県大船渡市赤崎小学校一次仮置場



供用中 (H24 年 10 月 29 日撮影)



解消後 (H25 年 4 月 15 日撮影)

(d) 広域処理の成果事例：米沢市や金沢市へ搬出（一部は県内処理に向け移動）  
（岩手県宮古市長内川河川公園一次仮置場）

### ③ 福島県

- 国の代行処理事業では、
  - 新地町及び相馬市に関し、相馬市内に仮設焼却炉 3 基を設置し、平成 25 年 2 月より焼却を実施中。
  - 広野町については、平成 25 年 1 月に代行要請。災害廃棄物等の仮設処理施設の設置に向けて、用地の測量中。
- 汚染廃棄物対策地域内における国の直轄処理事業では、
  - 南相馬市において、計 7 か所の仮置場を設置中。平成 25 年 2 月より災害廃棄物等の搬入を開始した塚原地区の仮置場に加え、新たに 4 月より吉名地区の 2 か所の仮置場においても搬入を開始。
  - 檜葉町においては、3 か所の仮置場を設置。平成 25 年 3 月より波倉地区の仮置場、4 月より前原地区の仮置場において、災害廃棄物等の搬入を開始。
  - 川内村では、1 か所の仮置場を設置し、平成 25 年 3 月より家の片付けごみ等の搬入を開始。

※上記直轄処理事業では、家の片付けごみ等の処理を含む。



福島県相馬市仮設焼却炉（3基）  
(H25年2月20日～本格稼働開始)

## (2) 広域処理（別添 4， 5 参照）

- 広域処理を実施済み、実施中、又は受入量決定済みの事業は、1 都 1 府 14 県 72 件となった。これらの事業と本格受入れを表明済みをあわせると、受入見込量は、5 月 7 日現在、約 67 万トン（表 4）。広域処理済量は、約 32 万トン。
- 平成 25 年 3 月以降、新たに、7 件の本格受入が開始された（表 5）。具体的には、
  - 青森県八戸市の民間施設にて、宮城県石巻市の廃飼料を既に受け入れていたところ、新たに廃肥料等の本格受入を開始（H26.3 までに約 2.1 万トン予定）。
  - 青森県六ヶ所村にて、宮城県気仙沼市の不燃混合物の本格受入を開始（H25.8 までに約 6 千トン予定）。
  - 茨城県の笠間市の民間施設にて、宮城東部ブロック（宮城県塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町）の可燃物の本格受入を開始（H26.3 までに約 800 トン予定）。
  - 東京都の民間施設にて、岩手県釜石市、陸前高田市の混合廃棄物の本格受入を開始（H25.12 までに釜石市分約 2.1 万トン、陸前高田市分約 2.9 万トン予定）。
  - 秋田県環境保全センターにて、岩手県野田村の不燃混合物の本格受入を開始（H25.9 までに約 1.3 万トンを予定）。
  - 富山県の高岡市にて、岩手県山田町の可燃物の本格受入を開始（H25.12 までに約 1,700 トンを予定）。
- この他、以下の新たな動きがあった（表 5）。
  - 山形県の民間施設において、岩手県洋野町等の漁具・漁網の追加的な受入により、受入見込量が約 5 千トン増加した。洋野町以外の搬出元自治体については調整中。
  - 山形県の民間施設において、岩手県内市町村の不燃混合物の追加的な受入により、受入見込量が約 1.5 万トン増加した。搬出元自治体については調整中。
  - 東京都の民間施設で岩手県山田町の混合廃棄物の受入を表明した。
  - 神奈川県で岩手県洋野町の漁具・漁網の本格受入を表明した。
  - 富山県新川広域圏事務組合で岩手県山田町の可燃物の受入を表明した。
  - 岩手県久慈市及び野田村の可燃物については、一部県内処理の調整がついたことから、広域処理必要量が 6 千トン減少した。
  - 岩手県の漁具・漁網については、県内処理の調整により、広域処理必要量が約 6 千トン減少した。
  - 気仙沼ブロックの木くず 1.4 万トンについて、全量県内処理（焼却）することとした。
  - 宮城東部ブロックの可燃物については、県内処理の調整がついたことから、広域処理必要量が 4,200 トン減少した。
  - 宮城県委託分の不燃混合物については、県内公設最終処分場の受入可能量が増え、広域処理必要量が約 1.3 万トン減少した。
- これらの進捗の結果、広域処理必要量約 67 万トンについて、すべて受入見込みとなっている。
- 岩手県の木くず（新潟県長岡市、三条市、柏崎市、静岡県島田市、裾野市、浜松市、富士市）、宮城県の可燃物（山形県東根市及び東根市外二市一町共立衛生処理組合、東京都二十三区清掃一部事務組合、西多摩衛生組合、日野市、多摩ニュータウン環境組合、柳泉園組合、多摩川衛生組合、町田市、福岡県北九州市）の焼却に関する広域処理は終了した。その他、秋田県秋田市、湯沢雄勝広域市町村組合、横手市による岩手県野田村の可燃系混合物の受入れ、山形県寒河江市（民間）による宮城県岩沼市の木くずの受入れ、福島県いわき市（民間）による宮城県名取市の木くずの受入れ、東京都（民間）による宮城県石巻市及び岩手県大槌町の混合廃棄物の受入れが終了した。

表4 岩手県・宮城県における広域処理必要量（平成25年5月7日現在）

（単位：万トン）

	可燃物 <sup>注1</sup>		木くず		不燃混合物 <sup>注3</sup>		漁具・漁網 <sup>注3</sup>		合計	
	必要量	受入 <sup>注2</sup> 見込量	必要量	受入 <sup>注2</sup> 見込量	必要量	受入 <sup>注2</sup> 見込量	必要量	受入 <sup>注2</sup> 見込量	必要量	受入 <sup>注2</sup> 見込量
岩手県	17	17	3	3	9	9	2	2	31	31
宮城県	14	14	7	7	15	15	—	—	36	36
合計	32	32	10	10	24	24	2	2	67	67

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

注1：宮城県の再生利用（廃プラ、その他）は、可燃物に分類。

注2：受入見込量とは、既に調整済みの広域処理（実施済み、実施中、又は受入量決定済みの事業、平成25年5月7日現在、1都1府14県72件）及び本格受入れを表明済みの広域処理による処理済み量又は処理見込み量をいう。

注3：岩手県の不燃混合物、漁具・漁網については、県内における復興資材としての再生利用又は県内処理を見込んでいるものがあるが、調整結果に応じて、県外での最終処分を検討する可能性がある。

表5 広域処理の進捗状況（平成25年3月以降に新たな動きのあったもの）

進捗状況	受入側	搬出元	受入対象物	受入開始時期	受入見込量(トン)
本格受入開始	青森県八戸市(民間)	宮城県石巻市	厩肥料等	H25.3.4～	約21,000
	青森県六ヶ所村	宮城県気仙沼市	不燃混合物	H25.3.14～	約6,000
	茨城県笠間市	宮城県塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町	可燃物	H25.4.3～	約800 <sup>**</sup>
	東京都(民間)	岩手県釜石市	混合廃棄物	H25.4.11～	約21,000
	東京都(民間)	岩手県陸前高田市	混合廃棄物	H25.4.12～	約29,000
	秋田県環境保全センター	岩手県野田村	不燃混合物	H25.4.22～	約13,000
	富山県高岡市	岩手県山田市	可燃物	H25.4.26～	約1,700
受入見込量の増加	山形県(民間)	岩手県洋野町等	漁具・漁網	調整中	約5,000 <sup>**</sup>
	山形県(民間)	岩手県	不燃混合物	調整中	約15,000 <sup>**</sup>
本格受入れを表明	東京都(民間)	岩手県山田町	混合廃棄物	H25.7～(予定)	約3,000 <sup>**</sup>
	神奈川県	岩手県洋野町	漁具・漁網	調整中	約300 <sup>**</sup>
	富山県新川広域圏事務組合	岩手県山田町	可燃物	調整中	調整中
本格受入終了	秋田県秋田市、湯沢雄勝広域市町村圏組合、横手市	岩手県野田村	可燃系混合廃棄物	H24.9～H25.3	,
	山形県寒河江市(民間)	宮城県岩沼市	木くず	H24.7～H25.3	
	山形県東根市及び東根市外二市一町共立衛生処理組合	宮城県多賀城市	可燃物	H24.10～H25.3	
	福島県いわき市(民間)	宮城県名取市	木くず	H24.7～H25.3	
	東京都二十三区清掃一部事務組合	宮城県女川町	可燃性廃棄物	H24.3～H25.3	
	東京都西多摩衛生組合	宮城県女川町	可燃性廃棄物	H24.6～H25.3	
	東京都日野市	宮城県女川町	可燃性廃棄物	H24.6～H25.3	
	東京都多摩ニュータウン環境組合	宮城県女川町	可燃性廃棄物	H24.7～H25.3	
	東京都柳泉園組合	宮城県女川町	可燃性廃棄物	H24.9～H25.3	
	東京都多摩川衛生組合	宮城県女川町	可燃性廃棄物	H24.10～H25.3	
	東京都町田市	宮城県女川町	可燃性廃棄物	H24.11～H25.3	
	東京都(民間)	宮城県石巻市	混合廃棄物	H24.8～H25.3	
	東京都(民間)	岩手県大槌町	混合廃棄物	H24.7～H25.4	
	新潟県長岡市、三条市、柏崎市	岩手県大槌町	木くず	H25.2～H25.3	
	静岡県島田市、裾野市、浜松市、富士市	岩手県山田町、大槌町	木くず	H24.5～H25.3	
	福岡県北九州市	宮城県石巻市	木くずを中心とした可燃物	H24.9～H25.3	

※前回公表（3月22日）以降、広域処理の調整が完了し、新たに受入見込量として計上

### (3) 再生利用等

平成 25 年 3 月以降、新たに、以下の事業において再生資材化されたコンクリートくず、津波堆積物等の再生利用等を開始又は決定。

#### ① 岩手県

- これまでに処理を実施した災害廃棄物の再生利用量は、約 151 万トン（セメント利用を含む。）で、再生利用率は約 84%。津波堆積物の再生利用量は約 24 万トンで、再生利用率は 100%。
- 岩泉町の小本水門防潮堤復旧事業と岩泉避難道路築造事業において、平成 25 年 4 月よりコンクリートくずの再生利用を開始（約 12 万トン利用予定）。
- 宮古市の中の浜園地再整備事業において、平成 25 年 4 月より津波堆積物の再生利用を開始（約 1 万トン利用予定）。
- 岩泉町の小本事業区防潮林整備工事事業と宮古市田老事業区防潮林整備工事事業において、津波堆積物の再生利用を開始（約 8 万トン利用予定）。
- 山田町の浦の浜海岸堤防工事（地盤改良材）において、平成 25 年 4 月より再生資材化されたコンクリートくずの再生利用を開始（約 9 万トン利用予定）。
- 釜石市の避難路整備事業において、平成 25 年 4 月より津波堆積物を再生利用するために搬出を開始。



釜石市の再生資材化された  
津波堆積物の搬出 (H25 年 4 月 22 日～開始)

#### ② 宮城県

- これまでに処理を実施した災害廃棄物の再生利用量は、約 559 万トン（セメント利用を含む。）で、再生利用率は約 83%。津波堆積物の再生利用量は約 291 万トンで、再生利用率はほぼ 100%。
- 石巻市の北上川下流の県の河川工事において、平成 25 年 3 月より津波堆積物の再生利用を開始（約 2 万トン利用予定）。
- 東松島市における林野庁の海岸防災林工事において、既にコンクリートくずについて再生利用しているが、平成 25 年 4 月より津波堆積物の再生利用を開始（約 18 万トン利用予定）。
- 亘理町の荒浜海岸防災緑地整備工事において、平成 25 年 3 月より津波堆積物の再生利用を開始（約 10 万トン利用予定）。



石巻市北上川下流河川工事事業  
(H25 年 3 月 25 日～開始)

#### ③ 福島県

- これまでに処理を実施した災害廃棄物の再生利用量は、約 60 万トンで、再生利用率は約 88%。津波堆積物の再生利用量は約 2 万トンで、再生利用率は約 86%。

表6 災害廃棄物由来の再生資材を活用している主な公共事業（調整中のものを含む）

	事業名	事業場所	事業主体	再生資材	利用量 (万トン)
岩手県	小本水門防潮堤復旧事業（H25.4～） <sup>1)</sup>	岩泉町	岩泉町	コンクリートくず	6
	岩泉避難道路築造事業（H25.4～） <sup>1)</sup>	岩泉町	岩泉町	コンクリートくず	6
	小本事業区防潮林整備工事事業（H25.4～） <sup>1)</sup>	岩泉町	岩手県	津波堆積物	3
	摂待事業区防潮林整備事業（盛土材）（H24.10～）	宮古市	岩手県	津波堆積物	4
	宮古市鉾ヶ崎 大沢海岸堤防復旧事業（盛土材）（H25.3～） <sup>1)</sup>	宮古市	岩手県	コンクリートくず	3
	中の浜園地再整備事業（H25.4～） <sup>1)</sup>	宮古市	環境省	津波堆積物	1
	田老事業区防潮林整備工事事業（H25.4～） <sup>1)</sup>	宮古市	岩手県	津波堆積物	5
	浦の浜事業区防潮林整備事業（盛土材）（H24.10～）	山田町	岩手県	津波堆積物	9
	浦の浜海岸堤防工事（地盤改良材）（H25.4～） <sup>1)</sup>	山田町	岩手県	コンクリートくず	9
	小谷鳥地区防潮堤等復旧事業（H24.11～）	山田町	岩手県	コンクリートくず	9
	織笠地区圃場整備事業（H24.12～）	山田町	岩手県	津波堆積物 コンクリートくず	9
	小谷鳥地区圃場整備事業（H24.11～）	山田町	岩手県	津波堆積物	9
	大槌漁港災害復旧事業（H24.12～）	大槌町	岩手県	コンクリートくず	6
	避難路整備事業（H25.4搬出開始） <sup>1)</sup> 、 運動公園整備事業（H25.5～搬出開始予定）	釜石市	釜石市	津波堆積物	20
	メモリアルパーク整備事業 <sup>2)</sup>	陸前高田市	岩手県	コンクリートくず	調整中
	防潮堤復旧事業 <sup>2)</sup>	陸前高田市	岩手県	津波堆積物	調整中
	市内災害復興事業（道路、堤防等事業）（H23.7～）	大船渡市	大船渡市	コンクリートくず	29
	岩手県合計				127

	事業名	事業場所	事業主体	再生資材	利用量 (万トン)
宮城県	波路漁港施設用地嵩上工事(H24.11～)	気仙沼市	宮城県	コンクリートくず	15
	二ノ浜道路改良工事(H25.1～)	気仙沼市	宮城県	コンクリートくず	5
	二ノ浜大島架橋道路(H24.12～)	気仙沼市	宮城県	コンクリートくず	4
	市内復旧事業へ利用 <sup>2)</sup>	気仙沼市	気仙沼市	津波堆積物 コンクリートくず	3
	大島田中浜震災復旧工事(避難路整備)(H24.10～) <sup>3)</sup>	気仙沼市	環境省	コンクリートくず	2
	大島田中浜震災復旧工事(本工事)(H24.10～)	気仙沼市	環境省	コンクリートくず	2
	田中浜園地復旧工事(H24.11～) <sup>3)</sup>	気仙沼市	環境省	コンクリートくず	2
	浦の浜漁港浦の浜岸壁外災害復旧工事(H24.11～) <sup>3)</sup>	気仙沼市	宮城県	コンクリートくず	1
	気仙沼漁港南側岸壁災害復旧工事(H25.3～) <sup>1)</sup>	気仙沼市	水産庁	コンクリートくず	1
	漁港災害復旧、土地区画整理事業、道路復旧等 <sup>3)</sup>	南三陸町	南三陸町	コンクリートくず	1
	二次仮置場造成事業(H23.10～) <sup>3)</sup>	石巻市	宮城県	コンクリートくず	62
	漁港施設機能強化事業(H24.5～)	石巻市	石巻市	コンクリートくず	12
	新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業(H25.1～)	石巻市	石巻市	コンクリートくず	19
	北上川下流河川工事事業(H25.3～) <sup>1)</sup>	石巻市	宮城県	津波堆積物	2
	海岸防災林工事の盛土材(H25.2～)	東松島市	林野庁	津波堆積物 コンクリートくず	23
	亘理地区治山事業(H24.8～)	亘理町	林野庁	津波堆積物	34
	復興関連事業 <sup>2)</sup>	亘理町	亘理町	コンクリートくず	17
	荒浜海岸防災緑地整備事業等(H25.3～) <sup>1)</sup>	亘理町	亘理町	津波堆積物	10
	宮城県二次仮置き場造成工事事業(H24.4～)	亘理町	亘理町	コンクリートくず	1
	仙台湾南部海岸堤防災害復旧工事(H24.11～)	名取市	国土交通省	津波堆積物 コンクリートくず	10
	宮城県二次仮置き場造成工事事業(H23.11～)	名取市	宮城県	コンクリートくず	4
	関上北釜工区北部第3復旧工事事業(H24.11～)	名取市	宮城県	津波堆積物 コンクリートくず	8
	関上浜防災林復旧工事事業 <sup>2)</sup>	名取市	宮城県	津波堆積物 コンクリートくず	17
	千年希望の丘整備事業(H25.2～)	岩沼市	岩沼市	津波堆積物等	39
	二次仮置場造成事業(H24.1～) <sup>3)</sup>	岩沼市	宮城県	コンクリートくず	7
	災害復旧事業等	七ヶ浜町	宮城県・ 七ヶ浜町	津波堆積物	20
	海岸公園・かさ上げ道路事業(H26.4～予定) <sup>3)</sup>	仙台市	仙台市	津波堆積物 コンクリートくず	136
	海岸堤防復旧事業(H24.7～) <sup>3)</sup>	仙台市	国土交通省	津波堆積物 コンクリートくず	33
海岸防災林復旧事業(H24.7～)	仙台市	林野庁	津波堆積物 コンクリートくず	33	
災害復興団地造成工事(H24.9～) <sup>3)</sup>	山元町	山元町	コンクリートくず	2	
宮城県合計				525	
福島県	海岸堤防復旧事業(H25.2～)	いわき市	福島県	コンクリートくず	9
	福島県合計			9	

1) 3月以降新たに再生利用が開始された事業(再生利用のために仮置場から搬出されたものを含む。)

2) 調整中の事業

3) 再生利用終了の事業(再生利用のために仮置場から搬出されたものを含む。)

4) 混合廃棄物分級土は津波堆積物に分類した。

5) 焼却灰造粒個化物はコンクリートくずに分類した。

6) 利用量1万トン以上の事業を掲載している。

#### 4. 目標達成に向けた処理の進捗状況と今後の方針

- 岩手県及び宮城県の大害廃棄物の進捗状況は61%となり、両県合計の中間目標(59%)を達成した。一方、津波堆積物の進捗状況は37%であり、処理は進んできているものの、中間目標(42%)は未達成となった。
- 岩手県及び宮城県の大害廃棄物等の種類毎の進捗状況は、表7のとおりで、2県合計の処理割合では、可燃物・木くず67%(14%増加)、不燃混合物34%(7%増加)、コンクリートくず・金属くず73%(4%増加)、津波堆積物37%(12%増加)と処理が進捗(カッコ内は、平成25年2月末との比較)。
- 岩手県・宮城県の大害廃棄物等については、目標期間内で、できるだけ早期の処理完了を目指し、着実な処理を実施する。そのため平成25年度の中間時点(平成25年9月末)の処理量の見込みを設定し、きめ細やかな進捗管理を実施する。
- 福島県の大害廃棄物については、一部平成26年3月末までの終了が困難であることから、国の直轄処理、代行処理の加速化を図り、夏頃を目途に全体の処理見通しを明らかにする。
- 再生利用等の加速化が必要な津波堆積物については、津波堆積物の処理計画(処理施設の概要、主な処理先、処理及び利用のスケジュール)を策定したところであり、平成26年度末までの完了に向けて、再生利用等の推進を図る。(表8、別添6参照)

表7 岩手県・宮城県の沿岸市町村の大害廃棄物等の種類別処理状況(平成25年3月末)

	可燃物・木くず			不燃混合物 (漁具・漁網含む)			コンクリートくず・金属くず			大害廃棄物合計			津波堆積物		
	推計量	処理量	処理割合	推計量	処理量	処理割合	推計量	処理量	処理割合	推計量	処理量	処理割合	推計量	処理量	処理割合
岩手県	83	38	46% (43)	107	34	32% (26)	176	108	61% (54)	366	180	49% (44)	159	24	15% (10)
宮城県	198	149	75% (56)	295	102	34% (28)	553	427	77% (74)	1,046	676	65% (56)	688	292	43% (29)
2県合計	281	187	67% (53)	401	153	34% (27)	728	535	73% (69)	1,411	856	61% (53)	847	316	37% (25)

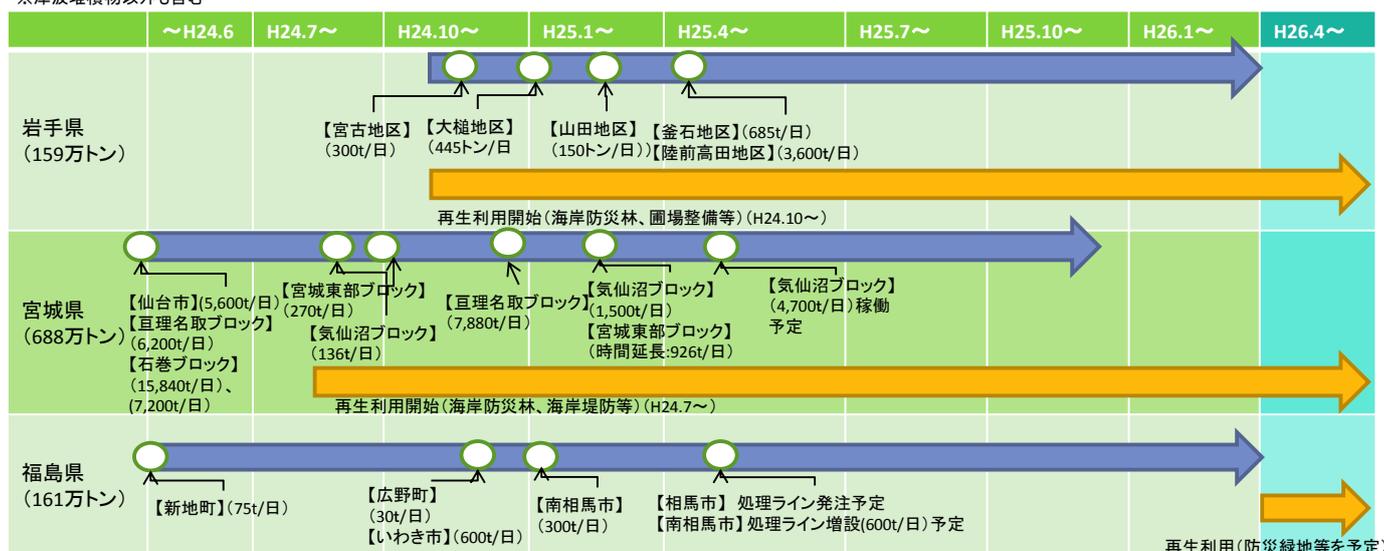
※ ( ) 内は平成25年2月末の数値。

表8 津波堆積物の処理計画とスケジュール

H25.3月末現在

	津波堆積物 推計量 (万t)	仮置場 搬入済量 (万t)	搬入率 (%)	処理量計 (万t)	処理率 (%)	処理能力	主な用途
岩手県	159	123	77%	24	15%	5,180t/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園復旧事業【国】:約1万t</li> <li>●海岸防災林復旧事業:約21万t</li> <li>●圃場整備事業:約17万t</li> <li>●その他事業:20万t+陸前高田市において調整中事業あり</li> </ul>
宮城県	688	563	82%	292	43%	43,146t/日 ※5月に 47,846t/日へ増 強予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園整備事業:約102万t</li> <li>●海岸防災林復旧事業:約60万t</li> <li>●石巻港湾環境整備事業(廃棄物埋立護岸):約105万t*</li> <li>●海岸堤防復旧工事:約26万t</li> <li>●その他事業:約28万t</li> </ul>
福島県	161	93	58%	3	2%	1,305t/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災緑地:約12万t</li> <li>●復興事業:約3万t</li> </ul>

※津波堆積物以外も含む



【岩手県】

- 進捗状況の評価**：災害廃棄物の処理割合は 49%であり、中間目標（58%）は未達成となった。災害廃棄物等の種類別の処理割合は、可燃物・木くず 46%（3%増加）、不燃混合物 32%（6%増加）、コンクリートくず・金属くず 61%（6%増加）、津波堆積物 15%（5%増加）。津波堆積物を含めて、進捗状況は改善傾向にあるが、処理割合の低い不燃混合物と津波堆積物について加速化が必要な状況。
- 一方、県内処理体制の整備や広域処理の受入先の確保等により、すべての処理先の確保を完了しており、災害廃棄物、津波堆積物とも、平成 26 年 3 月までに処理可能と見込まれる。
- 被災地での処理**：処理が十分進んでいない不燃混合物、津波堆積物については、最大限再生資材として活用することとしており、宮古市、山田町、大槌町、大船渡市、釜石市の施設に加え、陸前高田市においても、平成 25 年度 4 月に施設の設置が完了し、試運転を開始した。これらの施設を本格稼働することにより、処理の加速化を図る。
- 広域処理**：実施中等の広域処理を着実に進めることにより、なるべく早期に受入れを終了する。木くずについては、一部を除き平成 25 年 3 月までに受入れを終了した（埼玉県、福井県、静岡県、新潟県分）。
- 再生利用**：災害廃棄物由来の再生資材については、新たに岩泉避難道路築造事業、小本事業区防潮林整備工事事業等再生利用先の確保が進んだ。しかし、再生資材の利用先の確保は十

分ではなく、引き続き利用先の拡大に取り組む。

- ・ コンクリートくずの破碎については、残された家屋の基礎や公物等の解体により新たに生じるコンクリートくず等についても、着実に再生利用を進めるため、解体及びその再生資材化を加速させる。
- ・ 再生利用等の加速化が必要な津波堆積物については、処理計画に基づき、再生利用先の確保を推進する。

#### 【宮城県】

- ・ **進捗状況の評価**：災害廃棄物の処理割合は65%となり、中間目標（59%）を達成した。災害廃棄物等の種類別の処理割合は、可燃物・木くず約75%（19%増加）、不燃混合物約34%（6%増加）、コンクリートくず・金属くず約77%（3%増加）、津波堆積物約43%（14%増加）。災害廃棄物全体の処理割合は約65%に達し、着実に進捗しているが、不燃混合物の処理割合が低く、加速化が必要な状況。
- ・ 一方、県内処理体制の整備や広域処理の受入先の確保等により、すべての処理先の確保を完了しており、災害廃棄物、津波堆積物とも、平成26年3月までに処理可能と見込まれる。
- ・ **被災地での処理**：可燃物については、本格稼働を開始した仮設焼却炉（全29基）による焼却を進め、処理の加速化を図る。
- ・ 不燃混合物、津波堆積物については、最大限再生資材として活用することとしており、これまでに破碎選別施設全12か所が本格稼働。津波堆積物の処理ラインの追加稼働により、処理の加速化を図る。
- ・ **広域処理**：実施中の広域処理を着実に進めることにより、なるべく早期に受入れを終了する。可燃物の焼却処理については、平成25年3月までに、山形県、茨城県、東京都、福岡県（北九州市）の受入れを終了した。
- ・ **再生利用等**：災害廃棄物由来の再生資材については、新たに北上川下流河川工事事業、荒浜海岸防災緑地整備事業等の再生利用先の確保が進んだ。仙台塩釜港・石巻港区の廃棄物埋立護岸において災害廃棄物等の埋立による処理を実施中。しかし、再生資材の利用先の確保は十分ではなく、引き続き利用先の拡大に取り組む。
- ・ 再生利用等の加速化が必要な津波堆積物については、処理計画に基づき、再生利用先の確保を推進する。

#### 【福島県】

- ・ **進捗状況の評価**：直轄処理対象地域を除いた災害廃棄物の処理割合は約40%であり、一定の進捗が見られるが、直轄処理対象地域では、南相馬市、楡葉町、川内村において仮置場への搬入が開始されたところであり、処理の加速化が必要な状況。また、代行処理についても、最初の仮設焼却炉の処理が2月から開始されたところであり、同様に加速化が必要な状況。
- ・ 津波堆積物の処理割合は2%。資材化された津波堆積物等の保管場所の不足や公共工事での再生利用が進んでいないことなどにより、進捗は不十分。
- ・ **被災地での処理**：国の直轄処理、代行処理を加速するため、引き続き福島環境再生事務所を中心に、関係府省の協力を得て体制強化を図るとともに、仮置場や資材置場の確保、整備中の仮置場、仮設焼却炉等を着実に稼働させつつ、施設の更なる整備に向け、被災地との調整に全力をあげる。

- **再生利用等**：災害廃棄物由来の再生資材については、既に海岸堤防等への搬出を実施しているものの、再生資材の利用先の確保は十分ではなく、引き続き利用先の拡大に取り組む。
- 資材化された津波堆積物等の保管場所が不足しており、処理の加速化に向けて関係部局と連携して保管場所の確保を加速させ、処理計画を充実させるとともに再生利用先の確保を推進する。